

## 当社におけるファンドの流動性リスク階層分類について

当社においては、米国の1940年投資会社法規則 22e-4 で定める流動性リスク階層分類を採用し、当社が設定する公募投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第1号及び第2号に定めるものを除く。）および当社が設定する公募投資信託が投資しているマザーファンド（以下、総称して「ファンド」といいます。）の個々のファンドの保有資産について、流動性の程度に応じて以下の階層に分類しております。

- I. 高流動性資産：現金および現在の市場環境で、著しい市場価格の変化なしに3営業日以内に現金化できる資産
- II. 中流動性資産：現在の市場環境で、著しい市場価格の変化なしに3暦日超7暦日以内に現金化できる資産
- III. 低流動性資産：現在の市場環境で、著しい市場価格の変化なしに7暦日以内に売り手を見つけることが合理的に期待できるが、決済に7暦日超かかると見込まれる資産
- IV. 非流動性資産：現在の市場環境で、著しい市場価格の変化なしに7暦日以内に売り手を見つけることが合理的に期待できない資産